

嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、地域コミュニティの活性化を図るため小さな拠点形成に係る取組を行う地域運営組織等に対する、予算の範囲内における嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小さな拠点 中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む地域）において、安心して暮らしていく上で必要なサービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、市や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組をいう。

(2) 地域運営組織等 地域住民自らが主体となって、市や地元事業者との話合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織及び新たに当該組織を形成しようとする住民等の集まりをいう。

(3) 地域将来計画 地域住民によって策定された地域の将来像やその実現に向けた取組を定めた計画をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、地域運営組織等とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域運営組織等が小さな拠点の形成のために行う地域将来計画の策定のための事業及び地域将来計画の策定後の取組体制確立、拠点形成検討に関する事業とし、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、福岡県が定める小さな拠点形成促進事業補助金交付要綱（令和元年7月12日施行）に定める経費及び取組体制確立等に関する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域運営組織等（以下「申請団体」という。）は、別に定める期日までに、嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、申請団体に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更等)

第8条 前条の通知を受けた申請団体（以下「補助事業団体」という。）は、補助対象事業の内容及び補助対象事業に要する経費配分の変更（補助対象経費の20%を超えない額の変更であって補助金の額に変更を生じない場合を除く。）を行う場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、嘉麻市小さな拠点形成促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業団体は、補助対象事業が完了したときは、別に定める期日までに、嘉麻市小さな拠点形成促進事業補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支精算書
- (3) 契約書の写し
- (4) 経費を支出したことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、交付する補助金の額を確定し、補助事業団体へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金等の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助事業団体は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第7条に規定する補助金の交付の決定の通知をした後において補助金の全部又は一部を概算により交付することがある。この場合、補助事業団体は、補助金等の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた補助事業団体は、第9条の規定により実績報告書を提出した日から10日以内に、補助金等の精算をしなければならない。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第12条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度から令和3年度までの補助金について適用する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。